

事業報告

会長 安河内 肇

昨年度は、5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことにより、令和2年から制限がされた中で実施してきた集合型イベントを制限のない形で開催することができるようになり、定時総会においては、来賓を招いての懇親会を開催することができた。また、相続登記の申請義務化に向けた、福岡法務局をはじめとする国、県、市町村などの関係機関と協働する集合型のイベントも開催することができた。

これらの集合型での事業を行う中で、顔を合わせてのコミュニケーションの重要性を再認識するとともに、相続・遺言に関する市民の関心の高まりを改めて実感した。

昨年度の事業計画では、「相続登記促進事業の強化」「司法書士行為規範に基づく執務の徹底」を重要テーマに事業を行ってきた。以下、重要テーマに関連する点につき報告する。

相続登記促進事業として、相続・遺言をテーマにした市民向けのセミナー、相談会を福岡法務局との共催で令和5年10月と令和6年2月の2回実施した。また、初めての試みとして、相続登記に関連するテーマで行政職員向けセミナーを3回開催した。いずれのセミナー、相談会もほぼ予定した定員に達する参加があった。また、テレビ、新聞、インターネットでの継続的な広告のほか、バス車内のチラシ広告や駅の電照広告などの臨時広告を行い、相続・遺言に関する業務に関わる法律専門職としての司法書士の認知度向上につなげることができた。

相続登記の申請義務化により、相続・遺言に関する市民の関心は、今後ますます高まることが予想される。市民を対象とした情報提供事業を強化するとともに、さらなる増加が見込まれる相談ニーズに対応するためには、総合相談センター事業を県会に一元化したうえで相談事業の充実に努める必要がある。

令和5年4月から施行された司法書士行為規範に基づく執務については、事例検討型の研修会を開催し、その徹底を図った。しかし、依頼者等からの苦情や非違行為に関する申出は、毎年一定数なされている。

司法書士行為規範は、それまでの司法書士倫理を改正し、新たな業務分野に関するルールを加えて定めたものである。この行為規範は、私たち司法書士が、専門家倫理に基づき、個人が持つ信念や倫理観がいかなるものであったとしても守るべきルールとして定めたものである。

引き続き、司法書士行為規範に基づく執務の徹底を図るとともに、会員一人一人に司法書士の使命への自覚を促していく必要がある。

当会が行うべき事業は、近年多岐にわたっており、事業の執行だけでなく、その後の事業の検証や改善も行っていかなければならない。国民の権利擁護と公正な社会の実現に寄与するという司法書士の使命を果たすためにも、引き続き一人でも多くの会員に当会の事業に積極的に参加いただきたい。

総務部

総務部長 柿木高紀

1 定時総会について

令和2年より、新型コロナウイルス感染症の影響により、懇親会を中止する等、数年間規模を縮小し開催してきたが、3年振りに通常の規模にて令和5年5月27日（土）に開催した。新型コロナウイルス感染症流行前と比較して、参加者が減少しており、多くの会員に総会に参加いただくことが今後の課題である。

2 事務局全般

毎週水曜日に専務理事・常務理事が参加して定期報告会を行い、職員相互の業務の理解等に努めた。また、事務局の運営に関して適宜協議の場を持つことにより、業務を適正に行い、停滞等の問題が生じないように努めた。さらに、昨年度から常務理事を新設し専務理事と事務分掌を行った。連携不足等により支障が出ることをないように注意し、より円滑な事務局運営を行うことができた。

3 登録調査委員会

昨年度は、登録に疑義のある事案がなかったため、委員会の招集は行わなかった。

4 九B各県部長連絡協議会

令和5年9月3日に大分県にて同協議会が開催された。事業部ごとに意見交換を行い、総務部では、苦情の内容や件数、不祥事が発生した際の対応、総会の運営方法などについて協議した。

5 四県交流会

会員数が同規模の四県（神奈川県会、愛知県会、兵庫県会、当会）の執行部が集まり意見交換を行う交流会を毎年開催している。昨年度は愛知県会が主催会となり、令和5年11月11日に愛知県司法書士会館において開催された。総務部門と経理部門、企画部門と研修部門、広報部門と社会事業部門の3つの分科会に分かれ協議を行った。約3時間と長時間の分科会であり、充実した協議を行うことができた。

6 業務広告調査

これまで広告調査期間を定めて重点的に行ってきた本調査であるが、昨年度は、期間を定めずに、会員からの情報提供を求め、提供された情報にその都度対応していく方法に変更した。会員各位におかれては、紙面、ウェブを問わず、広告を行う際は、規則および運用指針を改めて確認いただくとともに、規則違反の広告等を発見された場合は、当部会まで情報提供いただきたい。

7 研修単位未履修者への対応

令和4年度の研修単位未履修者（31名）および令和5年度の年次制研修の未履修者のうち参加猶予の申請書の提出がなされなかった会員に対して、文書にて研修単位の取得を指導するとともに必要な措置を行った。

8 規則等の改正

現状の運用や日司連からの要請等に応じて、会則をはじめとする下記規則等の改正、変更および新設作業を行った。

- (1) 福岡県司法書士会司法書士の業務広告に関する運用指針（改正・新設）
- (2) 会員の業務停止処分時に福岡県司法書士会の採るべき措置に関する運用規程（新設）
- (3) 戸籍謄本・住民票の写し等の職務上等請求書に関する規程（改正）
- (4) 会員証及び司法書士徽章に関する規程（改正）
- (5) 福岡県司法書士会会員の業務広告に関する規則（改正）
- (6) 情報公開に関する規則（改正）
- (7) 情報公開に関する細則（改正）
- (8) 福岡県司法書士会会則（変更）

懲戒意見検討小理事会

議長 安河内 肇

当小理事会は、懲戒に関する意見検討規則に基づき、司法書士法施行規則第42条第3項または司法書士法第60条による報告に付す意見を決定するために設置されている小理事会である。

昨年度は、綱紀調査の結果、違反事実ありと判断された1件について、懲戒処分の態様について協議し、審議が終了した事案については、当会の意見を付し、日司連に事案を回付した。

注意勧告小理事会

Aチーム議長 浜田 啓史

Bチーム議長 丸尾 公彦

当小理事会は、会則第103条に基づき設置された委員会である。

現在、当会にはAとBの2チームが設置され、各チーム5名で構成している。

昨年度は、合計4件の事件が小理事会の審議に付された。そのうち、量定に関する意見の審議に付された1件については、注意勧告運用規則第10条第6項の規定により手続きを休止している。

1件については、同規則第10条第2項の規定による手続きの開始を審議するにあたり、事実の補充調査が必要であるとの意見があったため、同規則第11条に基づき、会長より綱紀調査委員会に対し補充調査の付託がなされ、調査中である。

また、2件については、綱紀調査委員会の調査結果報告書を検討した結果、注意勧告の手続きを開始しない旨議決した。

綱紀調査委員会

委員長 山下 祐一

1 はじめに

当委員会は、会員の綱紀、品位に関する調査を行うことにより会員の綱紀を保持し、もって司法書士制度に対する国民の信頼にこたえることを使命とする。

当委員会が行う調査とは、会則第49条第2項による付託を会長から受けて、会員が司法書士法、司法書士法施行規則、日司連会則、当会会則等に違反し、または違反するおそれのある事実の存否を調査することである。

2 昨年度の付託件数および概要

昨年度における綱紀調査の新規付託件数（事案数）は、16件であった。

これらの事案において疑われる違反事実の概要は、以下のとおりである。

- (1) 職務上請求書の不正使用
- (2) 事件放置
- (3) 不実の登記
- (4) 管理財産の私的流用
- (5) 業務停止期間中の業務取扱い

紛議調停委員会

委員長 野村 沙織

1 当委員会について

当委員会は、会則第108条に基づき設置された委員会である。会員の業務に関する紛議について、当事者間の互譲により実情に即した円満な解決を図るための調停手続を行うことを任務としており、現在は6名の委員で構成されている。

2 昨年度の紛議調停事件について

昨年度の申立件数は1件であり、債務整理の事件処理に関するものであった。本件については、紛議調停規則第4条に基づき調停実施のための部会を設け、上記構成員のうち3名の委員がその任にあたった。

設けた調停期日は1回であり、相手方である会員の出頭は得られなかった。その後、本件については合意成立の見込みがないことから手続を終了している。

苦情対応委員会

委員長 山 田 剛

昨年度の苦情の申立件数は18件で、令和4年度より1件増加し、対応の終結まで時間を要する案件も多くあった。

以下に苦情申立ての対象となった依頼案件と申立ての主な理由を表にまとめたが、この表によれば、依頼案件は相続に関連するものが多く、申立ての理由は会員との連絡や説明に起因しているものが多いことがわかる。

苦情申立ての中には申出人の一方的な主張とみられるものもあったが、残念ながら、会員からの連絡や説明があれば申立てを回避できたのではないかと考えられる事案も多かった。

依頼者等との関係については、会員各位も日々、頭を悩ませていることとは思うが、依頼人に対する適切な時期での報告や丁寧な説明に留意していただきたい。

【依頼案件と件数】

依 頼 案 件	件数	依 頼 案 件	件数
不動産登記（相続）	6	法人登記	1
不動産登記（上記以外）	1	債務整理	4
遺産承継業務	1	過払い金返還請求	1
遺言関連	2	信託	1
相続放棄	1		

【主な申立て理由（複数計上）】

理 由	件数
報酬が高すぎるのではないか	2
報酬について事前の説明がない	1
対応がずさん	1
連絡がとれない・連絡の約束が守られない	5
領収書が交付されない	1
進捗状況の説明がない	2
費用の清算がずさん	1
手続きが進まない	2
その他	4

【過去5年の苦情申立件数】

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
20件	19件	12件	17件	18件

事故処理委員会

委員長 松 寄 正

当委員会は、業務賠償責任保険に関する事故につき保険会社が実施する調査および審査に対し、助言・協力するために会則第78条の4の規定に基づき設置された委員会である。

昨年度の保険事故の対応案件は5件であり、会員の過失が事故の要因と思料されるものであった。会員への注意喚起を促す意味で昨年度に対応した保険事故の概要を下記のとおり紹介する。なお、下記の事例は、会員より保険事故の発生状況報告書が提出された事例であり、その全てが保険金支払いの対象となったものではないので、その点ご留意いただきたい。

- 1 役員変更登記申請において役員1名の退任事項を遺漏し、さらに重任した役員の氏名を誤った字にて申請してしまった。
- 2 会社設立登記申請において、本店所在地の誤記に気づかず、誤った表記のまま申請してしまった。
- 3 所有権移転登記申請において、年度途中の地目変更に気づかず、誤った課税標準にて算定した登録免許税を納付した。
- 4 登録免許税の非課税法人を権利者とする根抵当権変更登記申請において、根拠条文の確認を怠り、本来であれば納付しなくてよい登録免許税を納付してしまった。

司法書士推薦委員会

委員長 柿 木 高 紀

一昨年度に実施した『会務参加に関するアンケート』の回答結果をもとに、会員に対して会務への参加要請を行い、複数名の会員に部員・委員等への就任承諾をいただいた。

昨年度は、それらの会員について、就任状況等の情報共有を行ったほか、各部署における、さらなる人員補強の必要性等について協議した。

非司法書士問題対策委員会

委員長 宮 前 武 司

昨年度は、下記の委員会活動を行った。

- 1 令和5年10月に法務局主催の非司調査が、以下の支局・出張所において延べ40名の会員の協力を得て行われた。

- (1) 不動産登記権利関係：筑紫支局、福岡出張所、田川支局
- (2) 商業・法人登記関係：北九州支局

調査に携わった会員から、アンケート形式による情報収集を行った（調査項目は非司行為が疑われると判断した理由、感想等）。以下、会員から寄せられた声の一部を掲載する。

- ・商業登記は本人申請によるものが多いが、実際は他士業が関与している可能性もあると思われた。
- ・民間業者による登記業務への参入が疑わしいものがあった。
- ・本人申請と非司行為の判断が難しい。

2 効果的な非司啓発事業を検討した。

最後に、非司行為が疑われる事案を見聞きした会員は、当委員会宛に情報提供いただくようお願いしたい。

会館維持管理委員会

委員長 山田 恭久

当委員会は、司法書士会館の適切な利用および管理により、できる限り長く良い状態で会館を保持していくため、その具体的な対応を検討および実行するために設置された委員会である。

昨年度は令和4年度に委員会で検討し理事会で承認された①緊急事態における事務局職員の避難経路確保の工事、②事務局の入口扉および受付窓口からの侵入防止対策のための工事を行った。

会館は、平成29年11月1日の竣工から6年が経過しており、今後外壁・防水等の補修が検討課題となると思われる。

経 理 部

経理部長 小 山 貴美代

経理部は、日々の予算を執行し、各月決算および期末決算ならびに予算編成等の業務を行った。

- 1 令和5年度の一般会計および特別会計の予算を執行した。
- 2 令和5年度の一般会計および特別会計の決算書類作成を行った。
- 3 令和6年度の一般会計および特別会計の予算案作成を行った。
- 4 経理部業務の改善
 - (1) 県・支部の予算編成の協議に基づき、県会予算と支部予算の均衡を図り、公益法人としての適正な予算編成を行った。
 - (2) 日々の経理処理の改善および事務処理の円滑な引継ぎのために、県・支部での経理処理の効率化および統一化を推し進めた。
 - (3) 当会の収入および支出に関する検討を行い、県・支部で協議のうえ、旅費規程の改正ならびに委員長手当支給規程の制定を行った。
 - (4) 他団体と助成金の協議を行った。

会費減免等審査委員会

委員長 小 山 貴美代

当委員会は、会則第25条（会費の延納、減免及び返還）に基づき、会費の延納、減額または免除に関する審査を行うために、会則第53条第1項により設置された委員会であり、「会費の減免等に関する規程」および「福岡県司法書士会会費の減免等に関する細則」に則って会費の減免等の申し出に理由があるかを審査し、会長にその調査の結果を具申するものである。

会員は、傷病、災害、出産・育児により会費を納入することが困難な場合は、会費の延納、減額または免除の申請を行うことができる。

なお、経済的事情による場合は、会費の延納の申請が認められるのみである。

令和5年度は、傷病によるもの6件（内訳：減額0件、免除6件）、出産・育児によるもの9件（内訳：減額6件、免除3件）の合計15件の減免等の申請があり、14件の申し出に対して理由があるものと認め、会長に対し具申を行った。

企 画 部

企画部長 梅 原 健

1 業務推進

(1) 九州 RAINBOW PRIDE 2023 司法書士ブース出店

セクシュアル・マイノリティ当事者等の支援および相続登記・遺言書作成促進を目的とした事業として、標記イベントにおいて相談活動のためのブース設置を行った。イベント参加者から16件の相談を受けると共に、同イベントに参加した行政機関担当者や支援者と交流することができた。また、これに伴う事前研修を(3)記載の通り実施した。

11月 4日	10:00~17:00	冷泉公園	運営・相談員 9名
11月 5日	10:00~17:00	冷泉公園	運営・相談員 9名

(2) 日本赤十字社福岡県支部との共催による相続・遺言セミナー・相談会の開催

3回目となる、日本赤十字社福岡県支部との共催による相続・遺言セミナー、相談会の開催を行った。セミナーは13名の参加、相談会について7件の相談を受けた。災害時の相談活動についても紹介することができた。

9月 3日	13:00~16:30	日本赤十字社 福岡県支部	運営・相談員 6名
-------	-------------	--------------	--------------

(3) 会員業務支援講座

会員の業務を支援する講座を1回開催した。

10月17日	18:00~20:00	Zoom ウェビナー配信による (会館より配信)	参加者：61名
内 容：セクシュアル・マイノリティ当事者等の支援について 講 師：小手川裕 会員（大阪会）			

2 会務のあり方の検討

会務のあり方の検討の一環として、登録年数の浅い会員を中心とした交流会を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響により会員間交流が制限された令和元年~令和5年度合格者を中心に参加呼びかけを行った。

2月18日	12:00~14:00	「HAPPY HILL」 カフェダイニングバー	参加者：39名
-------	-------------	----------------------------	---------

3 災害への対策

昨年度と同様に災害協定締結に向けて検討を行ったが、行政側が災害協定の必要性を

強く感じておらず、当会との温度差を感じる結果となった。今後も、災害発生時には相談会等に対応できる体制を維持しつつも、協定締結に向けた活動については再考する必要がある。

(1) 災害支援ふくおか広域ネットワークへの参加

7月7日から筑後地区を中心に発生した大雨災害について、支援団体との連携のために会議参加を行った。

7月12日	19:00~20:30	ウェブ会議
参加者：澤和宏 会員		
7月15日	19:00~20:00	ウェブ会議
参加者：澤和宏 会員		

4 農業支援

(1) 市町村長訪問

会長の朝倉市長訪問に同行し、司法書士による農業支援についてのPRを行った。

11月7日	11:00~12:00	朝倉市役所
出席者：櫻木大介 会員		

(2) 道の駅への訪問

農業従事者に対する司法書士の支援を周知するために、道の駅と協議を行った。

9月17日	10:00~10:30	道の駅原鶴ファームステーションバサロ
出席者：櫻木大介 会員		
8月27日	17:00~17:30	三連水車の里あさくら
出席者：櫻木大介 会員		

法教育・市民法律講座推進委員会

委員長 寺田知未

当委員会は、当会および支部による法教育・市民法律講座等（以下、「法律講座等」という。）の開催の円滑化・効率化を図り、もって、効果的な制度広報と法教育の推進に取り組むことを目的として活動した。昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が薄れ、学校や企業等からの依頼が少しずつ戻ってきた。

1 具体的活動

(1) 関係機関への講師派遣

関係機関から依頼を受けて会員を講師として派遣し、消費生活相談員や教職員向けの講義を行った。

7月 8日	リファレンスはかた近代ビル会議室 ・ウェブ開催	受講者：58名
公益社団法人全国消費生活相談員協会 九州支部研修 「相続登記の申請義務化と賃貸借トラブル」 講師：寺田知未 会員		
7月27日	ウェブ開催	受講者：16名
福岡県教育センター 令和5年度専門研修（キャリアアップ講座・短期研修講座） 「自立した消費者の育成を目指して一成年年齢引き下げと契約について」 講師：小牟田毅 会員、末森正浩 会員、垣田みのり 会員		
9月 8日	KITENビル KITENコンベンションホール	受講者：5名
全国生活相談員協会 令和5年度宮崎県消費生活相談員研修（資格取得支援） 講師：小牟田毅 会員		

(2) 学会・他団体シンポジウム等への参加

他団体の会議、交流会等に出席し、法教育に携わる全国の司法書士、教職員等と情報交換することができた。

7月 7日	福岡県庁
令和5年度第1回福岡県消費生活審議会 出席者：権藤優里子 会員	
8月31日	吉塚合同庁舎
第1回福岡県消費生活審議会消費者施策検討部会 出席者：権藤優里子 会員	
9月 3日	立教大学
法と教育学会 第14回学術大会 分科会発表「『解釈のちから』のチカラ—教材制作から10年を経て」 出席者：寺田知未 会員、山倉克也 会員	
11月24日	千代合同庁舎
第2回福岡県消費生活審議会消費者施策検討部会 出席者：権藤優里子 会員	
1月20日	電気ビル共創館カンファレンス
公益社団法人全国消費生活相談員協会 九州支部交流会 出席者：末森正浩 会員、寺田知未 会員	
1月29日	吉塚合同庁舎
令和5年度第2回福岡県消費生活審議会 出席者：権藤優里子 会員	
2月23日	ウェブ開催
司法書士法教育ネットワーク 第5回法教育ネットワーク café 出席者：寺田知未 会員	

(3) 法律講座等の内容の検討

相続登記の申請義務化に関する講義依頼の増加が見込まれることから、委員が実施した講義の資料を参照し、検討を行った。

(4) 支部事業のサポート

法律講座等に使用する教材の共有や情報交換のために開設したメーリングリストを活用し、情報共有を図った。また、当委員会で購入した教科書を会館1階に設置し、会員が閲覧できるようにした。

(5) 法教育イベントの開催

成年年齢引下げを受け、より低い年齢から法的な考え方に親しんでもらうため、子どもを対象としたイベントを開催した。

3月16日	福岡市立香椎公民館	受講者:約50名
絵本で学ぼう! 「きまり」は何のためにあるの?		
講師: 山倉克也 会員、末森正浩 会員、権藤優里子 会員、椛島浩二 会員		

2 法律講座等開催実績

令和5年度	福岡東	福岡西	福岡南	筑後	北九州	筑豊	受講者数
	5回	3回	11回	10回	8回	7回	1,574名

※県会の他の部署で開催されたものは、その部署の報告に委ねる。

上記は、各支部による法律講座等の開催実績である。

裁判業務推進委員会

委員長 前田美穂

当委員会は、会員の裁判業務推進を目的として、昨年度、以下の事業を行った。

1 会員の業務推進

会員の裁判業務推進を図るために、下記のとおり、研修および事例検討会の企画・運営を行った。

12月1日	18:00~20:00	会館5階	参加者:24名
第1回裁判業務事例検討会 テーマ: 不動産時効取得に関連する裁判手続 講師: 柏木祐子 会員			
1月10日	18:00~20:00	会館5階	参加者:22名
第2回裁判業務事例検討会 テーマ: 間接占有による不動産時効取得事件 講師: 前田美穂 会員			
3月13日	18:00~20:00	会館5階	参加者:17名
裁判業務推進委員会主催研修会 テーマ: 賃貸住宅をめぐるトラブルと相談対応 講師: 柿木高紀 会員			

また、令和6年3月18日から29日までの2週間、貸借トラブルに関する電話相談ウィークを実施し19件の相談が寄せられた（平日のみ）。

2 裁判所との連絡・交渉

裁判所からの依頼に基づき、破産・再生事件における官報広告掲載料・予納郵便切手改定（福岡地方裁判所小倉支部）および保管金取扱窓口変更（福岡家庭裁判所）につき会員への周知を図った。

3 少額事件報酬補助制度の実施

経済的利益が60万円以下の事件に対する報酬補助制度（事件番号が付いた事件に関して、2万円の追加助成を行う制度を含む）を実施した。

昨年度は、一昨年度（12件）と比して利用件数は6件増加した。

No.	事件類型	申込日	支給日
1	貸金返還請求	令和 5年 3月28日	令和 5年 6月 2日
2	◆原状回復費用請求排除	令和 5年 4月 4日	令和 5年 6月 2日
3	敷金返還請求	令和 5年 4月19日	令和 5年 6月 2日
4	◆原状回復費用請求排除	令和 5年 4月25日	令和 5年 6月 2日
5	◆原状回復費用請求排除	令和 5年 4月26日	令和 5年 6月 2日
6	◆原状回復費用請求排除	令和 5年 5月 2日	令和 5年 6月 2日
7	◆原状回復費用請求排除	令和 5年 7月14日	令和 5年 8月10日
8	◆原状回復費用請求排除	令和 5年 7月28日	令和 5年 8月24日
9	◆☆損害賠償請求排除	令和 5年 9月19日 令和 5年11月 6日	令和 5年10月30日 令和 5年11月22日
10	既交付金員返還請求	令和 5年10月17日	令和 5年10月30日
11	◆原状回復費用請求排除	令和 5年10月18日	令和 5年10月30日
12	◆原状回復費用請求排除	令和 5年11月10日	令和 5年11月30日
13	◆原状回復費用請求排除	令和 6年 1月 9日	令和 6年 1月24日
14	◆原状回復費用請求排除	令和 6年 1月25日	令和 6年 2月 9日
15	◆損害賠償請求排除事件	令和 6年 2月 9日	令和 6年 3月13日
16	◆原状回復費用請求排除	令和 6年 2月16日	令和 6年 3月13日
17	◆原状回復費用請求排除	令和 6年 2月26日	令和 6年 3月13日
18	◆原状回復費用請求排除	令和 6年 3月 6日	令和 6年 3月22日

※ ◆は請求排除事件、☆は追加助成を行った事件、下段は追加助成申込日および支給日

4 裁判書類作成業務に関する出張相談料助成制度の実施

昨年度は、一昨年度（5件）と比して利用件数が大幅に増加した。

No.	事件類型	申込日	支給日
1	保佐開始申立	令和 5年 5月31日	令和 5年 6月21日
2	保佐開始申立	令和 5年 6月 8日	令和 5年 7月 6日
3	補助開始申立	令和 5年 7月 4日	令和 5年 7月24日
4	後見開始申立	令和 5年 7月 4日	令和 5年 7月24日
5	保佐開始申立	令和 5年10月26日	令和 5年11月22日
6	保佐開始申立	令和 5年11月15日	令和 5年11月29日

7	自己破産申立	令和 5年11月22日	令和 5年12月 8日
8	後見開始申立	令和 5年12月 6日	令和 5年12月22日
9	保佐開始申立	令和 6年 1月17日	令和 6年 1月30日
1 0	保佐開始申立	令和 6年 2月19日	令和 6年 3月13日
1 1	保佐開始申立	令和 6年 2月20日	令和 6年 3月22日
1 2	保佐開始申立	令和 6年 2月27日	令和 6年 3月22日
1 3	補助開始申立	令和 6年 3月19日	令和 6年 3月28日

5 民事法律扶助事業の推進

会員ならびに契約司法書士への情報提供および法律扶助の利用拡大の方策を検討し、令和5年9月29日に法テラス福岡との協議会を開催した。

6 裁判手続等のIT化に関する事業

一昨年度に引き続き開催されている日司連・紛争解決支援推進対策部・民事裁判IT化対応WT会議について、日司連より参加の募集があったが、坂田亮平理事がWTメンバーとして参画していたため、昨年度、当委員会からの参加は見送り、必要に応じて情報を提供いただいた。

7 九州地方整備局との『交通事故等に基づく紛争解決業務に関する協定』に基づく交通事故処理依頼への対応

令和5年8月2日、会館において九州地方整備局担当者と協議を行った。また、令和5年9月、協定に基づく交通事故処理依頼について打診があったものの、受任には至らなかった。

空家等対策委員会

委員長 森 部 修 道

当委員会では、福岡県および各市町村等が進める空家等対策事業に関し、協議会への参加や会員派遣を通じ、各団体との協力体制を築いている。

昨年度も県建築住宅センターが空き家所有者からの相談にワンストップで対応する「イエカツ事業」が継続され、委員会としてこの事業の企画段階からアドバイザーとして関与することで、福岡県の空き家対策にとって重要な役割を果たすことができた。

1 対外的活動

(1) 市町村空家等対策連絡協議会への参加

空き家特措法に基づく各市町村の空家等対策協議会では、その構成員として現在、15市町村の協議会に16名の会員が参加している。

(2) 協定等

当委員会では、以下のとおり福岡県や市町村等との協定を締結、継続している。

昨年度は、福津市と嘉麻市において協定を再締結した。

ア 福岡県 : 相続財産管理制度の活用による空き家対策の促進に関する協定

イ 宗像市 : 空家等対策推進連携協定

ウ 北九州市 : 空き家活用の推進に関する協定

エ 鞍手町 : 空家等対策に関する連携協定

オ 県建築住宅センター

: 住宅情報提供推進事業に係る専門相談員の派遣に関する協定

: 福岡県空き家活用サポートセンターの運営に関する協定

(イエカツ事業)

カ 太宰府市 : 太宰府市における空家等対策に関する連携協定

キ 福津市 : 令和5年度福津市空家関連相続人調査及び相談業務委託

ク 嘉麻市 : 令和5年度空家所有者調査確認業務委託(単価契約)

(3) 専門家派遣・相談事業

ア 空き家専門相談事業

各市町村空き家担当者等からの要望に応じ、セミナー講師および相談員としてのべ3名の会員を派遣した。

イ イエカツ事業、住まいづくり教室事業 会員派遣

県建築住宅センターからの要望に応じ、セミナー講師および相談員としてのべ37名の会員を派遣した。

また、イエカツが設ける名簿への登載につき会員推薦を行った。

ウ イエカツ事業 会員紹介

イエカツ事業の相談者から司法書士紹介の依頼があった7件の事例に対して、空家等相談員名簿から司法書士紹介を行った。

エ 電話相談窓口

常設の電話相談窓口を設け、市民や行政からの相談に対応した。相談件数は7件であった。

2 対内的活動

(1) 空家等相談員名簿

名簿および名簿掲載会員の推薦基準等を継続して対内用ホームページに掲載することで会員への周知を図った。

(2) 空家等相談員名簿掲載要件研修

空家等相談員名簿の掲載・更新要件となる研修を当委員会主催で実施することができた。

9月27日	18:00~20:00	福岡県司法書士会 (ウェブ配信)	参加者: 102名
内容: 「空家等相談員名簿」 登載に関する指定研修会 講師: 森部修道 会員、柳橋儀博 会員			

3 総括

昨年度は、会員の協力により市町村をはじめとする各団体と連携することができた。今後、相続登記の義務化を含めた空き家を取り巻く法改正に伴い、市町村および市民

の意識が高まることが予想されるため、当委員会としても適時迅速に対応できる体制を整備する必要がある。

各委員の奮闘によって事業が執行され、委員会が支えられている面があるため、裾野を広げ、多くの会員の協力が得られる体制を作る必要性を感じた。

空き家問題については、今後減ることは想定しづらく、増加幅をいかにして小さくするか、発生抑制や適正管理、除却といった多方面からのアプローチにより、ひいて市民の不安払拭につながるよう、市町村とともに活動を継続したい。

中小企業支援委員会

委員長 池田龍太

当委員会は、中小企業支援に関する事業をより充実させるべく、下記活動を行った。

1 セミナーへの講師派遣

6月27日	18:00~19:30	福岡県弁護士会	参加者：39名
内容：スタートアップ企業におけるストックオプションの活用 講師：小牟田毅 会員			
9月4日	18:00~19:00	スタートアップカフェ	参加者：10名
内容：IT企業開業のための知識が理解できるセミナー 講師：小牟田毅 会員			
9月27日	12:30~14:30	福岡大学創業体験プログラム	参加者：18名
内容：創業体験プログラム（登記） 講師：池田龍太 会員、櫻井麻衣 会員、武田貴範 会員			
9月28日	18:30~21:30	株式会社 ibb	参加者：12名
内容：ibb なでしこ塾 基礎から学ぶ経営スクール（座学） 講師：池田龍太 会員			
10月31日	18:00~19:00	スタートアップカフェ	参加者：12名
内容：ゼロからはじめる株式会社設立～株式会社設立プレイブック～ 講師：山本史樹 会員			
11月2日	18:30~20:30	株式会社 ibb	参加者：12名
内容：ibb なでしこ塾 基礎から学ぶ経営スクール（ディスカッション） 講師：池田龍太 会員			
12月20日	18:00~19:00	スタートアップカフェ	参加者：9名
内容：司法書士が解説、合同会社って何？ 講師：池田龍太 会員			

2 関連団体との意見交換会等

今後、関連団体と連携して中小企業支援に関する相談会やセミナーを開催していくため税理士会との業務に関する意見交換会や、福岡県事業承継・引継ぎ支援センターが開催する支援者会議への参加等を行った。

広 報 部

広報部長 木 津 圭太郎

事業計画に基づき、下記の広報活動を行った。以下、昨年度の事業計画記載の項目ごとに報告する。

1 相続登記の申請義務化等の広報

令和6年1月4日から同月31日にかけて相続登記の申請義務化および総合相談センターを周知するウェブ広告を実施した。加えて、令和6年1月3日付西日本新聞朝刊に、相続登記の申請義務化や司法書士の業務等をアピールする情報を掲載した。

また、令和6年3月1日から末にかけて、KBCとRKBとFBSにおいてテレビCMを放映したほか、3月4日には「めんたいワイド」、3月7日には「アサデス。」に出演するなどして広報活動を行った。

2 リーフレット・チラシなどの広報物制作およびその配布について

令和5年8月に開催した「相続・遺言推進月間」と令和6年2月に開催した「相続登記はお済みですか月間」について、新聞広告を行ったほか、ポスターやチラシを制作し、配布した。また、折に触れて福岡法務局に総合相談センターのパンフレットを持参し、本庁をはじめ各支局・出張所に配布いただいた。

3 ウェブ広告について

昨年度は、相続登記や賃貸借トラブル等テーマを設定してウェブ広告を実施したほか、イベントや相談会の広報にもウェブ広告を活用した。

4 対外用ホームページ

対外用ホームページに相談会等の情報を掲載するとともに、その広報媒体に二次元コードを掲載し、市民がより簡単に対外用ホームページへアクセスできるよう工夫することで、司法書士制度や相談会の周知を図った。

5 マスメディアや行政、団体等との関係構築

福岡法務局と定期的に協議会を設け、セミナーや相談会を共催し、その際広報活動についても協力体制を構築し、効果的な広報活動を実施した。また、マスメディアに対し、司法書士の取り扱う業務をはじめ、当会のイベントやニュース性のある情報をリリースした結果、一部の相談会がテレビで放映された。

6 会報「ふくおか」の発行

例年どおり年4回発行した。会報の発行にあたっては、県・支部の動向や会員に興味を持っていただける記事の掲載を心掛けた。特に会員間交流の一助になればと、「会員通信」として会員の仕事を離れた趣味や活動を情報発信する企画を引き続き掲載した。

会員通信は、執筆者に次の執筆者の紹介をしていただくという試みも取り入れており、会員の皆様のご理解とご協力をお願いしたい。

研 修 部

研修部長 内 川 龍

令和6年4月からの相続登記の申請義務化および改正民法・不動産登記法の施行に向けて、昨年度はZoomを使用したライブ配信形式（以下、「ウェブ配信」という。）を中心に、会場集合形式（以下、「会場集合型」という。）や会場集合型およびウェブ配信を併用する形式（以下、「ハイブリッド型」という。）で下記研修会を開催した。

また、一昨年度の県・支部共催研修を布石に、昨年度より研修企画部署を一体化し、県・支部共同で研修運営を行う新体制がスタートした。

1 業務研修会

第1回 (ウェブ配信)	令和5年 6月28日(水)	—	参加者:175名
テーマ:第1部 所有者不明土地・建物管理人制度の概要等 講 師 松葉佐隆之 裁判官(福岡地方裁判所) 第2部 相続財産清算人・不在者財産管理人制度の変更点 講 師 坂田亮平 会員			
第2回 (ハイブリッド型)	令和5年 7月14日(金)	会館	参加者:136名
テーマ:法人抵当権者の休眠担保権抹消等について 講 師:正影秀明 会員(岡山県会)			
第3回 (ウェブ配信)	令和5年 8月25日(金)	—	参加者:132名
テーマ:令和5年10月1日以降の「インボイス制度」について 講 師:太田崇 税理士(九州北部税理士会)			
第4回 (会場集合型)	令和5年 10月7日(土)	アミュプラザ博多JR 博多シティ 大会議室	参加者:21名
テーマ:経営者の倫理～各種ハラスメントの実例と対応～ 講 師:大神令子 社会保険労務士(大阪府社会保険労務士会)			
第5回 (ウェブ配信)	令和5年 11月17日(金)	—	参加者:126名
テーマ:商業登記申請における補正事例および協力要請事項について 講 師:徳田隆 商業登記統括登記官(福岡法務局)			
第6回 (ハイブリッド型)	令和5年 12月19日(火)	アミュプラザ博多JR 博多シティ 大会議室	参加者:179名
テーマ:クレーム対応について～炎上回避のために必要なこと～ 講 師:谷厚志 氏(一般社団法人日本クレーム対応協会代表理事)			

第7回 (ハイブリッド型)	令和6年 2月 2日 (金)	会館	参加者: 117名
テーマ: 旧民法相続 講師: 岩下透 会員			
第8回 (ウェブ配信)	令和6年 3月 29日 (金)	—	参加者: 16名
テーマ: 司法書士行為規範に基づく事例検討 講師: 福岡県司法書士会総合研究所 司法書士法研究会			

2 年次制研修会

開催回数	受講対象会員数 (途中退会者等除く)	受講会員数	受講率
5回	202名	189名	93.5%

3 九州大学司法研修講座 (全てウェブ配信)

第1回	令和6年1月29日 (月)	参加者: 38名
テーマ: 法哲学 講師: 福原明雄 准教授 (九州大学大学院法学研究院)		
第2回	令和6年2月 7日 (水)	参加者: 49名
テーマ: 民法 講師: 七戸克彦 教授 (九州大学大学院法学研究院)		
第3回	令和6年2月19日 (月)	参加者: 25名
テーマ: 憲法 講師: 赤坂幸一 教授 (九州大学大学院法学研究院)		
第4回	令和6年2月29日 (木)	参加者: 33名
テーマ: 民法・家族法 講師: 小池泰 教授 (九州大学大学院法学研究院)		
第5回	令和6年3月 8日 (金)	参加者: 25名
テーマ: 会社法 講師: 徳本穰 教授 (九州大学大学院法学研究院)		
第6回	令和6年3月19日 (火)	参加者: 9名
テーマ: 紛争解決業務における司法書士の支援能力 講師: 入江秀晃 教授 (九州大学大学院法学研究院)		

4 司法書士事務職員研修会

事務職員研修会 (ハイブリッド型)	令和6年 1月13日(土)	会館	参加者: 77名
テーマ: 第1部 相続の基礎知識について 第2部 戸籍の見方・職務上請求書や法定相続情報 第3部 改正法関連について 講師: 森俊章 会員			

5 日司連主催研修会同時配信研修会(全て会場集合型)

第1回	令和5年 10月14日(土)	会館	参加者: 8名
テーマ: 渉外商業登記入門～開業・事業開始～ 講師: 草薙智和 会員(東京会)			

6 LS福岡との共催研修

LS福岡共催研修 (ハイブリッド型)	令和5年 11月18日(土)	朝日ビル地下1階 13・14号会議室	参加者: 105名
テーマ: 第1部 保佐人・補助人の代理権・同意見と意思能力の検討 第2部 司法書士業務と成年後見制度 講師: 第1部 橋本健司 会員(LS神奈川県支部) 第2部 吉田善礼 会員			

7 オンデマンド研修動画配信(KenTube)の利用状況

	掲載動画 総数	登録人数	年間アクセス数 (1月1日～12月31日)	動画閲覧数	ウェブ単位 付与申請件数
令和2年度	60件	644名	2,459件	1,594	—
令和3年度	70件	689名	3,954件	2,648	47件
令和4年度	81件	712名	1,787件	1,483	214件
令和5年度	92件	723名	932件	1,289	248件

※年間アクセス数は、令和5年度からカウント方法が変更となった。

新人研修委員会

委員長 奈良田 紀 幸

《登録「前」新人研修》

配属研修については、例年通り3月1日から4月28日までの期間に2クール制で実施した。日頃の業務で多忙を極める中、指導に当たってくださる講師の新人育成への

熱意、情熱がなければ成り立たない研修制度である。感染症対策が必要な状況下で配属講師を引き受けていただき、ご指導いただいた講師にはこの場を借りて厚く御礼申し上げます。

また、配属研修前に開催した集合研修は、全2回のウェブ配信形式から会場集合型形式に戻し、各分野に精通している会員にリレートーク方式で「司法書士としての可能性」を新人に伝えることに重きを置いた研修を行っていただいた。加えて、社会経験の少ない新人も多いことから、ビジネスマナー研修を2時間実施した。リレートークでは初期段階の業務として「相談業務」の重要性・必要性を理解してもらうため、「司法書士の相談業務」を研修テーマとして取り上げ、「法教育」や「家事事件」、当会の重点事業でもある「相続登記」、そして社会問題への取り組みの一環としての「生活困窮者支援」についても研修テーマとして取り上げた。

さらに、前述の配属研修および集合研修の終了後に、一昨年度は中止していた閉講式（集合研修）を開催した。

《登録「後」新人研修》

登録後新人研修規程および実施要綱に基づき、平成26年度より本格的に運用を開始した。集合研修については、当会をはじめとする各組織構成や懲戒処分に至るまでの手続の流れ等を解説した上で議論する内容の「司法書士の組織に関する研修」を行った。また、「司法書士の報酬の歴史」、「司法書士の倫理の研修」を開催し、司法書士制度に関する理解を深め、司法書士の担う職責を認識し、実務に直結する倫理観を養う研修を行った。

実地型研修においては、総会翌日より各支部の部会・委員会へ研修生を配属し、次表のとおり配属研修を行った。新型コロナウイルス感染症の影響が続く状況の中で対応をいただき、各支部にはこの場を借りて厚く御礼申し上げます。

令和5年度実地型研修生（免除者等を除く）の受け入れ人数

	福岡東	福岡西	福岡南	筑後	北九州	筑豊
配属人数	12名	4名	7名	5名	3名	2名

なお、令和4年度実地型研修の研修生のうち、当該研修修了後、各支部および県会の部・委員会ならびにLS福岡の部員として、会務に携わっている人数は次のとおりである（各支部および県会の部・委員会ならびにLS福岡の部員を含む）。

令和4年度実地型研修生（免除者等を除く）の会務定着人数

	福岡東	福岡西	福岡南	筑後	北九州	筑豊
定着人数	3名	2名	3名	0名	1名	1名

社会事業部

社会事業部長 有 吉 哲 也

昨年度も総合相談センターを中心に様々な相談事業を展開した。会員の皆様には広くご協力をいただき、心より御礼申し上げます。また、これまで総合相談センター事業にご尽力いただいた6支部の社会事業部長、相談センター長、事務局の皆様には、重ねて厚く御礼を申し上げたい。

1 相談事業

(1) 司法書士総合相談センター事業

当会相談事業の中核として、司法書士紹介・電話相談を中心に6支部の総合相談センターで運用を行った。

紹介システム、電話相談の件数は別記のとおりである。紹介事案では、登記手続および家事事件が全体の87%を占めており、電話相談も同様に登記手続、家事事件が多数を占めているが、民事一般事件に関する相談も多く寄せられている。

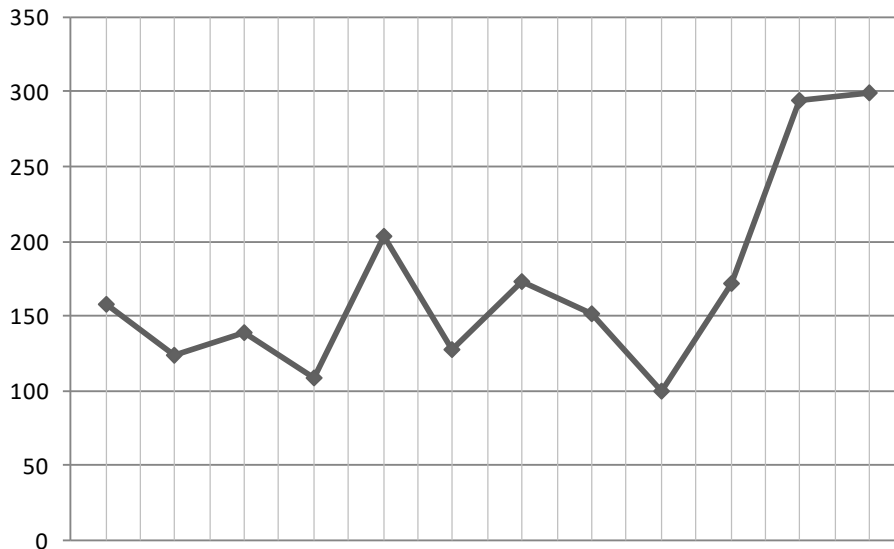
なお、主な認知経路は自治体等の公的機関、法務局、インターネット、法テラスコールセンター等となっている。

【司法書士総合相談センター】

※相談員数は休止含む

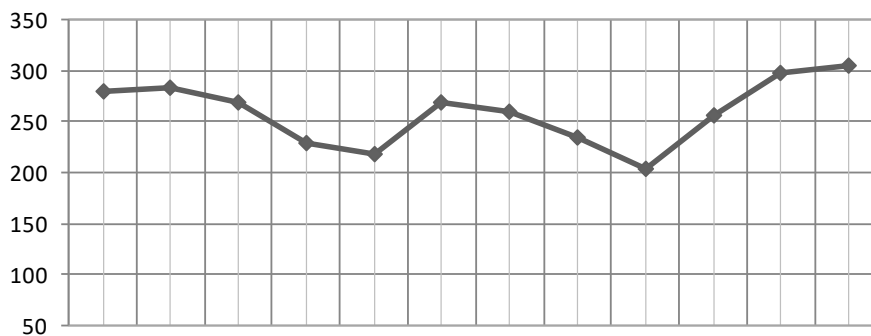
令和5年度	福岡東	福岡西	福岡南	筑後	北九州	筑豊・京築	全体
登録相談員数	83名	55名	116名	76名	87名	38名	455名
登録率	32.3%	40.4%	45.7%	56.7%	53.7%	53.5%	44.9%

【令和5年度 紹介システム 紹介件数推移】



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
福岡東	21	23	22	13	38	29	30	33	20	32	42	50	353
福岡西	29	14	21	13	32	13	27	25	14	28	51	44	311
福岡南	24	20	22	16	24	26	34	23	15	23	41	44	312
筑後	15	17	18	15	38	15	16	18	12	24	42	37	267
北九州	52	31	35	39	51	35	54	38	27	42	77	91	572
筑豊・京築	17	19	21	12	20	9	12	14	12	22	41	33	232
全体	158	124	139	108	203	127	173	151	100	171	294	299	2,047

【令和5年度 電話相談 相談件数推移】



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
全体	279	283	268	229	218	268	259	235	204	255	297	304	3,099

(2) 司法書士の日記念相談会

司法書士の日を記念しての一斉相談会である。「司法書士による相続・遺言相談会」として、8月5日(土)県内4会場で10時から16時の時間帯で開催した。今回も各支部の社会事業部および総合相談センターで主体的に運営を行っていただき、全会場合計で105件の相談を受けた。

(3) 高齢者・障がい者のための成年後見相談会

LS福岡との共催で、10月7日(土)、県内4会場で10時から13時の時間帯で開催した。近年、新型コロナウイルス感染症の影響により中止を余儀なくされたため、4年振りの開催となったが、当部会の運営(相談員配置・各支部への周知等)に混乱が生じ、結果として全会場での相談件数は9件に留まった。また同日、会館での電話相談会も実施したが相談件数は1件であった。今年度は事業形態を大幅に手直しして実施する予定である。

(4) 遺言相続事業

8月を「相続・遺言推進月間」、2月を「相続登記はお済みですか月間」として、遺言相続推進への取り組みを行った。月間に協力いただく会員を「賛同会員」として各事務所で相続登記に関する相談を初回無料で受けてもらうほか、総合相談センターの紹介システムで賛同会員を紹介した。新聞広告およびウェブ広告等による広報により、各月間実施期間中の紹介件数は8月203件、2月294件と、会員の事件受託に寄与したものと考えている。

(5) 貸借トラブルホットライン

毎週月曜日と水曜日、16時～18時の時間帯で登録相談員事務所への転送方式により電話相談を実施した。消費生活センター等の相談機関からの紹介もあって毎回多くの電話があり、昨年度は549件の相談を受けている。

(6) 総合行政相談・一日合同行政相談

九州行政評価局と連携し、福岡総合行政相談所（ソラリアステージ）および北九州総合行政相談所（小倉井筒屋）の定例相談会や一日合同行政相談所へ相談員派遣を行った。相談員のシフト等の運営については、福岡3支部および北九州支部の社会事業部の協力のもと実施している。

(7) 福岡市市民相談室

福岡市が各区役所で実施する司法書士相談へ相談員の派遣を行った。契約主体は当会であるが、相談員の選定、シフト等については福岡3支部で行っており、13時～16時の時間帯に予約制で実施されている。

昨年度の相談件数は415件であった。

(8) スタートアップカフェ相談

福岡市の創業支援拠点として設置されている「スタートアップカフェ」において、毎週木曜18時～20時に開催されている専門家相談に相談員の派遣を行った。昨年度は計50回の相談日で、73件の相談を受けている。分野を絞った相談事業であり、起業を目指す方に司法書士が会社法務の専門家であることを知ってもらう機会としても意義あるものと考えている。

(9) 福岡市空家相談事業

令和2年度より開始した事業であり、福岡市との協定に基づき相談員の派遣を行った。月1回の予約制であり、昨年度は1回（3月）の相談日に1件の相談を受けた。

(10) 税理士会との合同相談会

税理士会との合同相談会を、11月11日（土）13時～17時、天神ビルで開催した。完全予約制で行い、23件の相談を受けた。アンケートでも満足度の高い相談会であり、今回も他士業との合同相談会としての特色が出せたものと考えている。

2 法務局との共催による相続セミナー・無料相談会／全国一斉相談会

福岡法務局との共催で相続に関する市民向けのセミナーと無料相談会を、2月17日（土）11時～15時、博多バスターミナルで開催した。福岡法務局には会場手配と市町村向け広報を対応いただき、当会では、相談員の派遣および相談者の予約受付を行った。詳細は後記のとおりである。また、同日（時間帯は10時～16時）、日司連が主体となって企画・運営された電話相談会を実施し、会館において28件の相談を受けた。

2月17日	1 11:00～12:00 2 12:30～15:00	博多バスターミナル 9階大ホール	1 参加者：71名 2 相談者：27組
相続セミナー&無料相談会 1 セミナー (1) 相続登記の義務化について 講師：井ノ口忠明 首席登記官（福岡法務局民事行政部不動産登記部門） (2) 相続・遺言の基礎知識 講師：坂田亮平 会員 2 無料相談会（面談） 相談員：6名			

3 相続登記推進事業への対応

所有者不明土地特措法に基づく長期相続登記等未了土地解消作業に関して、福岡法務局から相続人代表への通知書に、総合相談センターを案内するチラシを同封してもらい、相談窓口として周知を図った。また、福岡法務局との定例協議会を月に一回行い、相続登記の申請義務化へ向け、市民への周知のほか、当会と法務局が機能的な連携を図れるよう、協議した。

4 関係機関との連携の強化推進

九州行政評価局、福岡県消費者安全確保地域協議会との会議に参画し、関係団体との連携や情報共有を図った。

【派遣相談会】

相談会名	日付	相談件数
行政評価局 福岡総合行政相談所	第3月・第4木曜日（休会の月あり）	134件
行政評価局 北九州総合行政相談所	第2・4金曜日（休会の月あり）	99件
行政評価局 春のくらし・行政なんでも相談所（直方）	7月11日	7件
行政評価局 一日合同行政相談所（筑後、福岡、北九州、飯塚）	10月6日、18日、24日、11月7日	38件
専団連 共同相談会（福岡、久留米、飯塚、北九州）	6月3日、10日、17日、24日	62件
専団連 共同相談会（福岡）	9月2日	27件
専団連 共同相談会（福岡）	11月25日	26件

高齢者・障がい者権利擁護委員会

委員長 下川 慎一郎

当委員会は、行政・地域包括支援センター・障がい者に関する相談支援センター、その他関係諸機関と連携協働し、ネットワークの構築や様々な形での支援を通じて高齢者・障がい者の権利擁護を図ると共に、当会および司法書士制度の周知を目指している。以下、昨年度の事業を報告する。

1 窓口委員の活動について

毎年継続して行っている窓口委員活動については、昨年5月に前任者の任期満了に伴い、改選を行った。

昨年度の窓口委員の活動報告は125件であり、行政区によって多少のばらつきはあるものの、活動は定着していると思われる。成年後見制度利用促進基本計画に基づき中核機関が設置された自治体においても窓口委員への相談および問い合わせは続いているが、今後の動向については注視が必要と思われる。また、各種会議への参加、委員就任の依頼も継続しており、司法書士の業務内容、窓口委員活動の認知度は向上していると考えている。

2 高齢者・障がい者のための成年後見相談会の支援について

新型コロナウイルス感染症の影響により開催が見送られてきた標記相談会が4年ぶりに開催されたことで、県内すべての地域包括支援センターの窓口に相談会のチラシを配布した。チラシの配布は、相談会の広報に加えて司法書士の認知度向上にもつながっているとと思われる。

3 聴覚障害者情報提供施設との連携について

障がい者の権利擁護として、意思疎通支援事業を利用した相談会等の実施に向けて、障がい者団体との関係構築および連携について検討した。

4 窓口委員活動についての説明会の開催について

窓口委員の改選に伴い、令和5年7月7日に標記説明会を行った。

7月7日	17:15～17:45	オンライン開催	参加者：26名
テーマ：窓口委員の役割・活動について			
講師：谷村健二郎 会員			

司法福祉推進委員会

委員長 轟 木 昭 弘

1 自殺未遂者・念慮者への支援事業

自殺未遂者・念慮者への支援事業については、病院、行政機関、支援団体と連携の上、下記の通り相談員派遣を実施し、一定の成果をあげることができた。ベッドサイド法律相談については、県内の病院に対してチラシを送付するなどして広報を行った。また、自殺対策強化月間に合わせての研修会や、関連団体との関係性構築を図るための研修会を行った。自殺総合対策大綱の見直しについては令和4年10月に閣議決定され、福岡市等の自殺対策協議会に出席して情報収集等を行った。

【常設相談会】

日付	相談会名	形式	登録相談員	相談件数
通年	ベッドサイド法律相談	派遣	24名	9件

【相談会】

日付	相談会名	形式	相談員	相談件数
5月25日	くらしとこころの総合相談会 (主催:北九州市精神保健福祉センター)	面談	1名	面談:2件
6月7日	ハローワークにおける生活・法律・ こころの相談会 (主催:久留米市保健所)	面談	1名	面談:3件
7月27日	くらしとこころの総合相談会 (主催:北九州市精神保健福祉センター)	面談	1名	面談:1件
9月22日	ハローワークにおける生活・法律・ こころの相談会 (主催:久留米市保健所)	面談	1名	面談:5件
9月29日	こころと法律の相談会 (主催:福岡市精神保健福祉センター)	電話	2名	電話:0件
9月30日	くらしとこころの総合相談会 (主催:北九州市精神保健福祉センター)	面談	1名	面談:1件
11月16日	くらしとこころの総合相談会 (主催:北九州市精神保健福祉センター)	面談	1名	面談:5件
12月11日	ハローワークにおける生活・法律・ こころの相談会 (主催:久留米市保健所)	面談	1名	面談:4件
(令和6年) 1月27日	くらしとこころの総合相談会 (主催:北九州市精神保健福祉センター)	面談	1名	面談:2件

3月 8日	こころと法律の相談会 (主催:福岡市精神保健福祉センター)	電話	2名	電話: 6件
3月19日	ハローワークにおける生活・法律・ こころの相談会 (主催:久留米市保健所)	面談	1名	面談: 3件
3月28日	くらしとこころの総合相談会 (主催:北九州市精神保健福祉センター)	面談	1名	面談: 5件

【研修会】

2月24日	集合開催	受講者: 15名
福岡県精神保健福祉士協会との合同学習会 テーマ: 精神保健福祉士、司法書士、各専門職のこれまでとこれからの取り組み 講師: 上野祐二 会員 前田秀和 氏 (精神保健福祉士)		
3月 9日	集合開催	受講者: 22名
メンタルヘルス・ファーストエイド研修会 テーマ: うつ、自殺問題等 講師: 加藤隆弘 准教授 (九州大学大学院医学研究院)		

【外部研修会参加】

9月15日～9月17日	集合開催	
第47回日本自殺予防学会総会 テーマ: 地域における自殺予防の取り組みと実践ー若年者から高齢者までー 参加者: 稲毛翔平 会員、森部光一 会員、小野洋平 会員、上野祐二 会員		
2月 4日	ウェブ開催	
日司連主催「司法書士業務のためのメンタルヘルス対応・セルフケア研修会」 自殺念慮のある方への具体的な対応技法について 参加者: 轟木昭弘 会員		

2 生活困窮者等への支援活動

12月に、年末・生活・困りごと相談会として面談・電話相談を行った。また翌週には日司連の年末困りごと電話相談会に参加した。相談会にご参加いただいた会員の皆様には、この場を借りて御礼申し上げる。また、相談会に先立ち、生活保護を中心とした生活困窮者支援に関する研修会を開催した。

会員による生活保護同行支援について「経済的困窮者の救済支援事業」を実施し、12件の助成を行った。

【常設相談会】

日付	相談会名	形式	登録相談員	相談件数
通年	福津市家計相談	面談	2名	14件

【相談会】

日付	相談会名	形式	相談員	相談件数
12月 9日	年末・生活・困りごと相談会	面談 電話	29名 (うち電話 相談員 5名)	面談： 3件 電話： 11件
12月16日	司法書士による年末困りごと相談会 (全国一斉)	電話	7名	電話： 3件

【研修会】

11月22日	ウェブ開催	受講者：44名
生活困窮者支援に関する研修会（倫理） テーマ：生活保護・生活困窮者自立支援制度の基礎知識、生活困窮者支援の実際 講師：西山弓子 会員		

【外部研修会参加】

11月11日、12日、18日	現地およびオンライン開催	
第10回生活困窮者自立支援全国研究交流大会 人と人が向き合う、いのち・暮らし・せいかつ ―なんとかなる 楽しみながら地域づくり― 参加者：福澤真理 会員		

3 更生保護施設入所者への支援

湧金寮で開催する定期法律相談会を行った。

法務省福岡保護観察所北九州支部からの依頼で、北九州自立更生促進センターへ相談員を派遣することとなっていたが、昨年度派遣依頼はなかった。

【相談会】

日付	相談会名	形式	登録相談員	相談件数
奇数月 5、9月 を除く	更生保護施設での法律相談会	面談	7名	4件

ADRセンター運営委員会

委員長 野村 沙織

1 ADRセンター稼働状況

昨年度は、申込相談8件（内、調停依頼5件）、令和4年度から継続して取り扱っている事案を含め4件の調停開催という結果だった。

特例で利用料無料としていた令和2年度までと比べて申込相談数・調停開催数は減少したが、令和3年度以降、例年一定の利用件数がある。調停開催数に比する合意成立数は少ないものではなく、利用者アンケートの結果も高評価が多い。

現在28名の名簿登載者で事案に当たっている。しかし、当センターの調停は原則平日に会館で行っているものの、当事者の希望によっては土日や夜間に調停を開催したり、紛争発生地で調停を開催したりするなど、手続実施者には難しい対応をお願いするケースも多い。より多くの会員に手続実施者名簿に登載していただき、ご協力いただきたい。

【ADRセンター稼働状況】

事業年度	事 案 件 数	調 停 依 頼						な し	手 続 中
		あ り							
		調 停 開 催							
		あ り ※()は弁護士助言			な し				
合 意	見込み なし	申込 人 取 下 げ	相手 方 離 脱	申込 人 取 下 げ	相手 方 不 応 諾				
平成31年度	37	5 (4)	0	2 (2)	1 (1)	5	8	16	0
令和2年度	33	2 (1)	1 (1)	0	0	2	14	14	0
令和3年度	14	1 (1)	1 (1)	0	0	2	3	7	0
令和4年度	15	2 (1)	0	0	0	2	0	11	0
令和5年度	11	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0	0	0	4	4
総 計	110	11 (8)	3 (3)	3 (3)	1 (1)	11	25	52	4

2 利用促進のための広報活動

ADRセンターのリーフレット、チラシを、消費生活センターや市役所などに足を運び、ADR手続の説明とあわせて配布を行った。どのような相談の際に当センターを紹介したらよいのか、具体的なイメージを持っていただくことで、相談機関からの紹介による問い合わせや申し込みが増えるように尽力した。

同様に、会員からも紹介が増えるように、会報への投稿を継続して行った。その結果として、近年、司法書士から紹介された事案が増加しており、会員のADRへの理解が広がっているように感じている。今後も、会員が紛争解決手段の一つとしてADRの利用を認識できるよう、理解を深める努力を続けたい。

3 ADR関連研修会の開催

手続実施者および調停管理者の能力担保を目的として、下記の研修会を開催した。

下記のうち、「調停実技ブラッシュアップ研修」「ADR・調停及び事例検討会に関する小講義」は、九Bとの共催で、福岡県内だけではなく、熊本県・鹿児島県からも参加があった。

【令和5年度ADR関連研修会】

日 時	研 修 会	講 師	受講者数
令和5年 9月 5日 18:00～19:30	ADR研修会（事例検討会） ウェブ方式	鶴田 美里 会員 渡邊慎一郎 会員	11名
令和5年11月25日 12:00～17:00	ADR研修会 ＜調停実技ブラッシュアップ研修＞	細川 眞二 会員 高倉三穂子 会員 椛島亜希子 会員	16名
令和6年 2月10日 13:00～16:30	ADR研修会 ＜ADR・調停及び事例検討会に 関する小講義＞	入江 秀晃 教授 (九州大学大学院 法学研究院・ 法科大学院)	18名

総合研究所

所長 丸尾公彦

総合研究所は、司法書士の職能に関する諸制度ならびに法令について、その調査研究を恒常的に行い、会務執行の意思決定に資するとともに、司法書士の法律実務家としての資質の向上を図ることを目的として設置されている。

昨年度は、上記趣旨に則り不動産登記研究会、商業・法人登記研究会、司法書士法研究会および憲法研究会が、事業計画ならびに会長の諮問に基づき、下記のとおり調査・研究およびそれに関連する活動を行った。

不動産登記研究会

主任研究員 井手 誠

当研究会は、不動産登記法および関連法令、通達等に関する研究、意見の提言、会員への研究成果の還元を活動内容としている。昨年度は、下記活動を行った。

- 1 令和5年3月20日不動産登記規則、令和5年3月28日以降に発出された不動産登記事務の取扱いに関する各通達の確認、検討および令和5年4月1日以降に改正された不動産登記規則の確認、検討ならびに令和5年12月28日公示の「不動産登記規則等の一部を改正する省令案の概要」について省令案の検討、意見の提出を行った。
- 2 法務省民事局が実施した「登記手続のオンライン利用における利用者満足度に関するアンケート」に協力した。
- 3 令和6年4月1日施行の改正不動産登記法、不動産登記規則等に関する研修会に講師3名を派遣した。
- 4 「所有権登記名義人の登記事項上の取扱い変更に関する留意事項」を提出した。
- 5 九B新人研修会のカリキュラムの中で、不動産登記に関する講義（「取引立会—受託から完了まで」「相続登記手続」）へ講師2名を派遣した。

商業・法人登記研究会

主任研究員 小田真司

昨年度は、当研究会の実質的な発足の年であり、研究体制を確立しながらの研究スタートとなった。

各種法人登記手続を除く各テーマは全て実務的に新しい領域であり、情報収集や書籍の

読み合わせをしながら議論を重ね、研究テーマを明確にしていった。

その中で、スーパー・ファストトラック・オプションに関しては、他の研究テーマに比して重要性が高くないと判断し、研究対象から一旦除外することとした。

また、社会的に急速に普及しつつある電子署名を含む電子契約を研究テーマに追加し、これと社外役員に関する研究の二本立てとして研究を行った。

司法書士法研究会

主任研究員 山下 祐一

当研究会は、司法書士法および関連法令等に関する分析、検討、意見の提言等を活動内容としている。

昨年度は、九B新人研修会(令和6年1月14日)、第8回業務研修会(同年3月29日)および筑後支部研修会(同年3月25日)に講師を派遣した。

憲法研究会

主任研究員 中嶋 安雄

- 1 三権分立と国民主権に関わる「閣議決定等の行政行為」が研究課題であったが、視座を広げて「国民主権と公務員のあり方」を研究課題とした。

現憲法下では、公権力は三権分立によって権力の暴走を抑制して、主権者である国民全体に奉仕する建て付けとなっている。しかし、現実には行政権力つまり官邸が突出して強くなり、立法も司法も行政権力(内閣)を監視する機能が弱体化しているようだ。この実態と、ここに至る経緯を明らかにして公務員のあり方について研究した。

今回報告の一部をなす「閣議決定とは何か」については、県会会報においても公表した。

- 2 我が国の難民認定手続きの問題点および出入国管理法の改正等につき研究した。
- 3 「重要土地利用規制法」に関する問題点を研究した。
- 4 マイナンバー法の令和5年3月7日一部改正により、マイナンバーの利用範囲が拡大したことに伴う問題点およびマイナンバーカードの問題点を研究した。

特別事業対策部

部会長 安河内 肇

新規事業の立ち上げ、緊急対応、組織を横断して検討すべき事項に対応するために設置された当対策部では、昨年度以下の事業を行った。

成年後見制度利用促進対策室

室長 佐藤 直幸

1 総括

昨年度は、令和4年3月25日に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画で定められた5か年計画の2年目の年度であった。各自治体の動きも活発化していくなかで実際に中核機関が設置された自治体とそうでない自治体の差も大きくなった。自治体からの要請も増加傾向にある中、特に福岡県からの要請が非常に多くなり、継続して当会に対し様々な協力要請が行われた。これに対応すべく以下の事業を行った。また、定期的に行われる協議会で各自治体の進捗や各市町村の動き等を当対策室で情報共有することができた。

今後も、高齢者・障がい者権利擁護委員会やLS福岡と連携し、情報共有、会員に対する周知、協力要請を徹底していきたい。

2 家庭裁判所、他士業等との連携

福岡家庭裁判所本庁、各支部、弁護士会、社会福祉士会、福岡県、福岡県社会福祉協議会等と連携し、成年後見制度利用促進基本計画に基づく動きに対応し、また各自治体との関係構築に努めた。

3 各市町村への委員等の派遣

(1) 福岡市

福岡市成年後見推進センターにおいて開催されるケース検討会議および受任調整会議への委員派遣要請に対して、対策室において委員を決定し派遣した。また、福岡市社会福祉協議会との協定に基づき、成年後見相談会へ中核機関協力会員名簿より会員を選定し相談員として派遣した。

昨年度も福岡市における協議会である「福岡市権利擁護支援ネットワーク協議会」に委員1名を派遣した。

(2) 行橋市、苅田町、みやこ町

行橋・京都成年後見センターからの要請に基づく運営委員会委員、成年後見制度利用促進委員会委員および受任調整会議委員の推薦および派遣を行った。

- (3) 北九州市
北九州市成年後見支援センターからの要請に基づく三士会協議会に会員を派遣した。
- (4) 水巻町
中核機関である水巻町社会福祉協議会権利擁護センターからの要請に基づく運営委員会委員および推進会議委員の派遣を行った。
- (5) 大川市、久留米市、筑前町
大川市成年後見制度利用促進計画策定委員の推薦、久留米市成年後見制度受任調整会議委員の推薦および筑前町受任調整会議委員の推薦についてそれぞれ依頼があったため、それぞれの推薦依頼について会員を推薦した。
- (6) 宗像市、大野城市、筑後市、八女市
各自自治体からの依頼に基づき協議会委員を派遣した。
- (7) 香春町
香春町成年後見制度中核機関運営協議会委員について、香春町より推薦依頼があったため、会員1名を推薦した。
- (8) 福岡県
福岡県が実施主体となっている成年後見制度利用促進体制整備アドバイザー事業に基づき開催された「市町村意見交換会」に対して、委員5名を派遣した。
令和5年8月17日、令和6年2月15日に開催された、「福岡県成年後見制度利用促進ネットワーク会議」に委員2名を派遣した。
厚生労働省が行う「成年後見制度利用促進体制整備研修」「権利擁護支援アドバイザー研修」に関して、福岡県からの参加要請に対し、委員4名の派遣を行った。

4 中核機関協力会員名簿の運用

中核機関から当会に対し各種要請があった場合において、当会が、当該要請に応じ推薦または派遣する基準を定め、これらに対応するため中核機関協力会員名簿を作成し運用している。また、令和5年7月7日（金）、「中核機関協力会員名簿」登載に関するガイダンスを実施した。

- ① 成年後見人等の受任者推薦
各自治体からの後見人等候補者推薦依頼件数
福岡市 24件 久留米市 4件 筑前町 1件
- ② 個別事案への相談員派遣
福岡市成年後見推進センターからの要請に基づき、アドバイザーとして1名を派遣した。
- ③ 中核機関主催の各種相談会への相談員派遣
福岡市成年後見推進センターにおいて開催の相談会へ相談員の派遣を行った。

相続登記促進対策室

室長 坂田 亮平

令和6年4月1日施行の相続登記の申請義務化に向けて、相続登記の促進のために必要な司法アクセス拡充と会員の受託推進を目的とし、各部と連携し、下記事業を行った。

1 福岡法務局との連携事業

(1) 福岡法務局主催の図書館セミナーへの講師派遣

7月30日	13:00~16:00	福岡市総合図書館	参加者：約200名
内容：司法書士による相続・遺言教室 講師：森俊章 会員			

(2) 福岡法務局との共催による四地区セミナー・相談会の開催

10月23日	13:00~16:00	相談者：4地区合計100名	
内容：第一部 法務局によるセミナー 13時~13時30分 第二部 司法書士会による相談会 13時30分~16時			
場所：福岡会場（福岡法務局） 北九州会場（八幡東生涯学習センター集会室4・5、講堂） 飯塚会場（中央公民館学習室303） 久留米会場（石橋文化会館2階会議室A、1階会議室）			

2 関係機関への講師派遣

(1) 福岡県空家対策連絡協議会新任者研修

8月24日	14:00~15:00	吉塚合同庁舎 603A会議室
内容：財産管理人制度の概要 講師：及川修平 会員		

(2) 令和5年度九州地区土地政策推進連携協議会講習会

11月30日	13:30~14:30	九州地方整備局（ウェブ配信）
内容：所有者不明土地問題の解決方法としての各種財産管理制度について 講師：森亜由美 会員		

3 行政職員向けセミナー

相続登記の申請義務化の目的を共有するために、市民のアクセスポイントとなる自治体の担当者向けに、相続に関するセミナーを開催した。

11月27日	13:00~15:00	天神ビル11階 11号会議室	参加者：100名
内容：戸籍・登記簿の見方の秘訣 講師：森俊章 会員			

1月30日	13:00~15:00	天神ビル11階 10号会議室	参加者：101名
内容：相続人特定後の相続の放棄・遺産分割協議などの制度 講師：及川修平 会員			
2月26日	13:00~15:00	天神ビル11階 10号会議室	参加者：83名
内容：相続登記の義務化について、相続における司法書士の活用法！ 講師：明石智典 会員			

4 首長訪問

相続登記の申請義務化の目的を共有するために、会長が福岡法務局民事行政部長と共に、市民のアクセスポイントとなる自治体の首長を訪問し、総合相談センター等の相談窓口を案内するなど連携を深めた。

11月6日	10:00~11:00	糸島市役所
出席者：安河内肇 会員、加勢田今春 会員、是永紗季 会員		
11月7日	11:00~12:00	朝倉市役所
出席者：安河内肇 会員、坂田亮平 会員、櫻木大介 会員		

5 会員向け研修会の企画、運営

10月25日	18:00~20:00	ミーナ天神8階 The Company	参加者：24名
内容：相続相談業務研修会『今こそ学ぼう！相談業務』 講師：森亜由美 会員、加勢田今春 会員			
2月28日	18:00~20:00	ウェブ配信	参加者：140名
内容：遺産分割調停に関する研修会 講師：渡辺亨 会員（日司連家事事件対応委員会副委員長）			
3月15日	18:00~20:00	ウェブ配信	参加者：145名
内容：不動産登記研究会による直前研修 講師：新井慶治 会員、宗守浩 会員、猿渡健太郎 会員			

6 相続登記の申請義務化に向けた広報

「令和6年4月1日より相続登記の義務化・相続登記は司法書士へ」というイメージを定着させるための広報を検討し、総合相談センターを案内するチラシを作成して、令和6年2月1日より約1か月間、福岡市内路線バスへ掲出した。

また、令和6年3月21日より同31日までの間、西鉄天神駅・地下鉄天神駅のデジタルサイネージ広告に掲示を行うと共に、北九州・筑豊・筑後のエリアに新聞折込広告を行い、相続登記に関する相談を総合相談センターで受け付けているという広報活動を実施した。

【令和5年度 部会一覧表】

部会	部長	担当理事	担当理事	担当理事	副会長	専務理事	常務理事	部員									
総務部	柿木 高紀	櫻井 菜穂子			吉田 善礼	吉田 善礼		松寄 正	萬 知世	内野 朗子	宮前 武司						
経理部	小山 貴美代	西村 直樹			浜田 啓史												
企画部	梅原 健	坂田 亮平	佐藤 直幸	手嶋 竜一	浜田 啓史			澤 和宏	森田 昂作	櫻木 大介	須釜 明日香	山口 くみこ					
広報部	木津 圭太郎	山下 由貴			芳司 英樹			永松 昌倫	多伊良 壮平	永田 和彦	金子 誠剛	鈴木 誠	山崎 史己	福田 哲也			
研修部	内川 龍	松浦 光男	西村 直樹		丸尾 公彦			佐々木 英	福田 哲也	木崎 正亮	神田 哲郎	陣内 秀昭	鈴木 誠	井星 格充	皆尺寺 伸子		
社会事業部	有吉 哲也	山田 泉			芳司 英樹		平島 健佑	中村 有希子	高木 誠	下川 慎一郎	安樂 兼智						

【令和5年度 委員会一覧表】

所属部会	委員会	根拠	設置の目的	担当役員	委員長 主任研究員	副委員長	委員・研究員											
総務部	懲戒意見検討小委員会A	会則第106条の2第5項／懲戒に関する意見検討規則第2条			安河内 肇	浜田 啓史	西村 直樹	小山 貴美代	山田 泉	松浦 光男								
	懲戒意見検討小委員会B						丸尾 公彦	木津 圭太郎	櫻井 菜穂子	手嶋 竜一	山下 由貴							
	注意勧告小委員会A	会則第103条／注意勧告運用規則第3条			浜田 啓史	西村 直樹	小山 貴美代	山田 泉	松浦 光男									
	注意勧告小委員会B						丸尾 公彦	木津 圭太郎	櫻井 菜穂子	手嶋 竜一	山下 由貴							
	綱紀調査委員会	会則第48条			柿木 高紀	山下 祐一	原口 敏一	堤 朗子	藤井 真司	江上 慎也	持田 仁子	貞松 綾子	栢田 文郎	小川 武夫	安樂 美和			
	紛議調停委員会	会則第108条			芳司 英樹 柿木 高紀	野村 沙織	高橋 英樹	鶴田 美里	細川 真二	渡邊 慎一郎	梶島 亜希子							
	苦情対応委員会	会則第53条第1項	会員の業務に関する苦情の申立に対し、その円満な解決のために、会員に適切な指導および指示を与えてこれを処理することを目的とする。		柿木 高紀	山田 剛	野村 明広	寺崎 郁彦	木下 抄岐恵	萩林 和則	川浪 寿士	仲村 一真	高橋 英樹					
	事故処理委員会	会則第78条の4			吉田 善礼 柿木 高紀	松寄 正	平島 健佑	江島 一栄										
	登録調査委員会	会則第112条																
	選挙管理委員会	会則第28条／役員等選挙規則第7条			柿木 高紀	矢野 公一	緒方 勝幸 小野 彩加	井上 飛鳥	小牟田 毅	梶島 亜希子	森上 恵美香							
	司法書士推薦委員会	会則第53条第1項	会務に携わる会員の増加および行政や他団体からの役職委嘱に対する会員の推薦を目的とする。		安河内 肇	柿木 高紀		小山 貴美代	梅原 健	木津 圭太郎	内川 龍	有吉 哲也						
	非司法書士問題対策委員会	会則第53条第1項	司法書士でない者の司法書士法違反行為を防止し、もって市民の権利擁護を図ることを目的とする。		柿木 高紀	宮前 武司	内野 朗子	櫻井 菜穂子	松寄 正	萬 知世								
	会館維持管理委員会	会則第53条第1項	会館の維持管理を目的とする。		吉田 善礼 平島 健佑	山田 恭久		平野 幸久	小嶋 美夏									
経理部	会費減免等審査委員会	会則第53条第1項／会費の減免等に関する規程第2条		浜田 啓史	小山 貴美代		柿木 高紀											
企画部	法教育・市民法律講座推進委員会	会則第53条第1項	法教育・市民法律講座事業を推進することで、市民の法的教養を高め、予防司法を含め市民が自ら権利擁護を図っていける社会実現に寄与することを目的とする。	梅原 健	寺田 知未	榎藤 優里子	梶島 浩二	末森 正浩	小牟田 毅	山倉 克也								
	裁判業務推進委員会	会則第53条第1項	会員の裁判業務推進を目的とした事業を企画し、必要に応じて、法改正、法制度等に関する研究、提言を行うことを目的とする。	手嶋 竜一	前田 美穂	工藤 陽二	柿木 高紀	石川 智宏	柏木 祐子									
	空家等対策委員会	会則第53条第1項	市民、行政が抱える空き家空き地問題の解決に向けた助言・支援を行うとともに、行政と連携・協力し、市民の生活の安全・安心を確保するため、空家等の発生を未然防止、流通・活用等の総合的な対策の推進を目的とする。	梅原 健	森部 修道	永田 修一 鍵水 裕介	梅原 健	森 亜由美	福丸 奈々美	柳橋 儀博	早木 信行	森 俊章						
	中小企業支援委員会	会則第53条第1項	中小企業支援に関する司法書士の役割を対外的に周知し、司法書士が会社の設立、事業の拡大、経営の改善、事業承継など様々な場面で活躍できることを民間企業や他士業に知ってもらい、それらの活動を通して司法書士全体の能力を向上させることを目的とする。	坂田 亮平	池田 龍太		小牟田 毅	櫻井 麻衣	小田 真司	本田 建吾								
	総合研究所	会則第53条第1項	司法書士の職能に関する諸制度並びに法令について、その調査研究を行い、会務執行の意思決定に資するとともに、司法書士の法律実務家としての資質の向上を図ることを目的とする。	丸尾 公彦														
	不動産登記研究会 商業・法人登記研究会 司法書士法研究会 憲法研究会					井手 誠 小田 真司 山下 祐一 中嶋 安雄		江上 隆 寺崎 郁彦 原口 智吉 萩林 和則	宗 守浩 森田 昂作 土井 経世 武田 哲幸	小嶋 美夏 赤澤 由希子 山倉 克也 増田 憲之	新井 慶治 矢野 公一	猿渡 健太郎						
	特別事業対策部		新規事業の立ち上げ、緊急対応、組織を横断して検討すべき事項に対応することを目的とする。		安河内 肇													
	成年後見制度利用促進対策室 相続登記促進対策室					佐藤 直幸	安樂 美和 下川 慎一郎	内野 朗子	藤田 剛	原口 智吉								
					安河内 肇	坂田 亮平		及川 修平	森 亜由美	加勢田 今春	土谷 健太	森 俊章						
	研修部	新人研修委員会	会則第53条第1項	日司連の新人研修規則で定義されている登録前の新人及び登録して間もない新人会員を対象とし、今後の司法書士制度を担う司法書士を育成すべく効果的な研修制度を確立することを目的とする。	内川 龍	奈良田 紀幸	井上 隆祐	木戸 孝充	萩 久範	井上 隆祐	櫻井 菜穂子	柳 宏幸						
社会事業部	高齢者・障がい者権利擁護委員会	会則第53条第1項	高齢者・障がい者の権利擁護のために、行政等関係諸機関と連携協働し、法律専門職として権利擁護のネットワーク構築とマネジメントの役割を担うことを目的とする。	芳司 英樹 山田 泉	下川 慎一郎		山崎 貴子	小副川 哲二	井手 一人	吉田 昭夫	谷村 健二郎	江島 滋美						
	司法福祉推進委員会	会則第53条第1項	司法書士の司法福祉分野での取り組みを推進することを目的とする。	有吉 哲也	轟木 昭弘		森部 光一	稲毛 翔平	小野 洋平	加來 英宜	山倉 克也	福澤 真理	上野 祐二					
	ADRセンター運営委員会	会則第3条／ADRセンター設置規則		芳司 英樹	野村 沙織	高橋 英樹	原口 敏一	渡邊 慎一郎	梶島 亜希子									

業務日誌

令和5年

[4月] 4	変更の登録申請 (1名)	14	業務研修会
5	変更の登録申請 (1名)	18	登録申請 (1名)
6	理事会 正副会長会	19	福岡県との協議会 事故処理委員会
7	紛議調停委員会	20	登録申請 (1名) 注意勧告小理事会Bチーム
10	福岡法務局長等ご挨拶	24	成年後見制度利用促進対策室・LS企画部合同会議
11	登録後新人研修ガイダンス 最終監査会 臨時正副会長会	25	紛議調停委員会
12	登録申請 (1名)	28	登録証交付式
14	登録申請 (1名)	[8月] 1	福岡政連との協議会 登録申請 (1名)
17	登録申請 (1名)		九州管区行政評価局長ご挨拶
19	注意勧告小理事会Aチーム	2	九州地方整備局との協議会 紛議調停委員会 登録申請 (1名) 網紀調査小委員会
20	臨時理事会 臨時正副会長会	3	理事会 変更の登録申請 (1名) 登録申請 (1名) 正副会長会
25	苦情対応委員会	7	紛議調停委員会
26	次期理事会 次期正副会長会	8	相続登記促進対策室
[5月] 8	登録申請 (1名)	16	紛議調停委員会
9	網紀調査委員会正副委員長会議	17	登録申請 (1名) 網紀調査小委員会
11	理事会 正副会長会	18	登録証交付式 網紀調査小委員会
15	登録申請 (1名)	22	懲戒意見検討小理事会Aチーム 苦情対応委員会 網紀調査小委員会
18	登録申請 (1名)	23	網紀調査小委員会
19	登録申請 (1名)	25	業務研修会
23	苦情対応委員会	29	登録申請 (1名)
25	臨時理事会	30	変更の登録申請 (1名) 福岡法務局との協議会
27	第74回定時総会	31	登録証交付式
[6月] 1	正副会長会 理事会	[9月] 3	未来へつなぐ相続・遺言・寄付セミナー&無料相談会
6	総合研究所会議	4	九州地方整備局との協議会
12	代議員会	5	網紀調査小委員会
13	相続登記促進対策室	7	理事会 正副会長会 網紀調査小委員会
14	変更の登録申請 (1名) 登録証交付式	12	相続登記促進対策室 登録証交付式
19	懲戒意見検討小理事会準備会、注意勧告小理事会 Aチーム	13	福岡市との協議会
26	網紀調査委員会 懲戒意見検討小理事会準備会、注意勧告小理事会 Bチーム 登録申請 (1名)	16	福岡東支部年次制研修
27	苦情対応委員会 県・支部連絡協議会	26	苦情対応委員会
28	業務研修会	27	網紀調査小委員会
[7月] 6	理事会 九州管区行政評価局ご挨拶 正副会長会	28	県・支部連絡協議会
10	懲戒意見検討小理事会準備会Aチーム	29	法テラスとの協議会 登録証交付式
11	相続登記促進対策室	[10月] 3	福岡県との協議会 網紀調査小委員会
12	網紀調査委員会正副委員長会議		
13	福岡法務局との協議会 登録証交付式 紛議調停委員会		

4	綱紀調査小委員会	22	法務省との協議会
5	理事会		青年会との協議会
	正副会長会	23	苦情対応委員会
6	綱紀調査小委員会	24	「定款作成支援ツール」説明会
7	業務研修会		L Sとの協議会
10	相続登記促進対策室	29	九州大学司法研修講座
11	登録証交付式		
12	綱紀調査小委員会	[2月] 1	理事会
17	中間監査会		正副会長会
18	登録申請 (1名)		変更の登録申請 (1名)
21	福岡西支部・北九州支部年次制研修	2	業務研修会
23	綱紀調査委員会正副委員長会議		登録申請 (1名)
	臨時正副会長会	5	合同交付金会議
24	苦情対応委員会		支部長会
25	綱紀調査小委員会	6	福岡県との協議会
28	福岡南支部年次制研修		登録証交付式
			綱紀調査小委員会
[11月] 2	理事会	7	九州大学司法研修講座
	正副会長会	13	相続登記促進対策室
8	福岡県との協議会	14	部長会
11	筑後支部・筑豊支部年次制研修	15	登録証交付式
	司法書士・税理士による相続合同相談会	17	全国一斉「相続・遺言」セミナー&無料相談会
13	綱紀調査小委員会	19	九州大学司法研修講座
14	相続登記促進対策室	20	綱紀調査小委員会
15	事故処理委員会	24	福岡県精神保健福祉士協会との合同学習会
16	登録申請 (1名)	26	登録申請 (1名)
17	業務研修会	27	苦情対応委員会
	登録申請 (1名)	29	九州大学司法研修講座
18	県会・L S共催研修会		
20	登録証交付式	[3月] 1	登録申請 (1名)
21	福岡地方裁判所長ご挨拶	4	総合研究所会議
27	名誉会長との意見交換会		綱紀調査小委員会
28	苦情対応委員会	5	行政懇談会
			登録証交付式
[12月] 2	年次制研修	7	理事会
4	登録申請 (1名)		福岡法務局との協議会
	綱紀調査小委員会		正副会長会
6	綱紀調査小委員会	8	九州大学司法研修講座
7	理事会	12	注意勧告小理事会・懲戒意見検討小理事会準備会
	正副会長会		Bチーム
11	綱紀調査小委員会		変更の登録申請 (1名)
12	相続登記促進対策室	13	登録申請 (1名)
18	県・支部連絡協議会		綱紀調査委員会正副委員長会議
19	登録申請 (1名)	15	福岡家庭裁判所長ご挨拶
	登録証交付式	18	登録申請 (1名)
	業務研修会		綱紀調査小委員会
21	支部長会	19	相続登記促進対策室
26	登録申請 (1名)		九州大学司法研修講座
	苦情対応委員会	21	臨時理事会
		22	支部長会
令和6年			県・支部連絡協議会
[1月] 9	相続登記促進対策室	26	苦情対応委員会
10	登録証交付式		綱紀調査小委員会
11	理事会	27	登録申請 (1名)
	正副会長会		福岡法務局長ご挨拶
15	変更の登録申請 (1名)	29	業務研修会
17	綱紀調査小委員会		
20	部長会		
	臨時理事会		